

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

令和7年8月7日の人事院勧告を踏まえ、本広域連合における常勤職員の給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「職員給与条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年広域連合条例第1号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 職員給与条例の一部改正（第1条、第2条並びに附則第1項から第3項まで及び第5項関係）

① 給料表の改定

人事院勧告を踏まえた給料月額引上げ

② 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

人事院勧告を踏まえた支給割合の引上げ

（年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)）

③ 通勤手当の改正

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

現行の自動車等使用者に対する通勤手当の手当額を令和7年4月1日に遡及して引き上げるとともに、令和8年4月1日から、支給単位期間につき6万6,400円を上限として愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則で定める額とする。

イ 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等

1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

④ 月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当として、第二種初任給調整手当を新設する。

(2) 会計年度任用職員報酬等条例の一部改正（第3条並びに附則第1項、第2項、第4項及び第5項関係）

① 基準報酬表の改定

- (1)①給料表の改定を踏まえた報酬月額の上上げ
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給割合の上上げ
職員給与条例を準用する。(年間 4.60 月分→4.65 月分 (+0.05 月分))
- ③ 通勤に係る費用弁償
常勤職員の例による ((1)③)。

※②及び③は、規定の改正は行わない。

3 施行期日等

対象条文		施行日	適用日
第 1 条		公布日	令和 7 年 4 月 1 日
第 2 条		令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
第 3 条	別表 (基準報酬表)	公布日	令和 7 年 4 月 1 日